

国営計 第 92 号
国営整 第 188 号
国営設 第 101 号
平成 25 年 12 月 26 日

各地方整備局 営繕部長
北海道開発局 営繕部長
沖縄総合事務局 営繕調査官 } あて

国土交通省大臣官房官庁営繕部
計 画 課 長
整 備 課 長
設備・環境課長

官庁営繕工事における不調・不落対策（施工条件の明示）について

官庁営繕工事における不調・不落対策については、「官庁営繕工事における不調・不落対策について」（平成 25 年 10 月 1 日付け、国営計第 70 号、国営整第 133 号、国営設第 81 号）を参考に対応を依頼しているところであるが、そのうち改修工事における施工条件明示については、下記に留意して適切に対応されたい。

記

1. 官庁営繕工事の施工条件については、「施工条件明示について」（平成 14 年 5 月 30 日付け、国営計第 24 号）に基づき、設計図書の中で明示しているところであるが、改修工事の実施に当たっては、工程に関する施工条件が特に重要であり、特定の条件が付され当該工事の工程に影響を及ぼすと考えられる場合は、施工手順を図示するなどにより、当該条件に対する考え方を施工条件として適切に設定すること。

施工手順は、工事施工中に施設内で行われる入居官署の通常業務への影響を最小限に抑えつつ、工事を安全かつ効率的・効果的に進めるという観点から、必要な範囲で工事を複数の作業範囲に分割し、作業の着手順序、作業工程、資機材の搬入経路等が分かるように明示すること。

2. 改修工事の設計業務の実施においては、実地調査を実施し、改修対象施設の現状を踏まえた適切な施工条件を設計図書に明示すること。